

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ボードルア

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年10月27日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
【会社名】	株式会社ボードルア
【英訳名】	baudroie, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富永 重寛
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー37階
【電話番号】	03-5772-1835
【事務連絡者氏名】	代表取締役兼経営管理本部長 藤井 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー37階
【電話番号】	03-5772-1835
【事務連絡者氏名】	代表取締役兼経営管理本部長 藤井 和也

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
2【その他】	13
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	14
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第 1 四半期 累計期間
会計期間	自 2021年 3 月 1 日 至 2021年 5 月31日
売上高 (千円)	890,977
経常利益 (千円)	69,203
四半期純利益 (千円)	78,128
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	50,000
純資産額 (千円)	1,355,506
総資産額 (千円)	2,224,221
1 株当たり四半期純利益 (円)	10.85
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益 (円)	—
1 株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	60.94

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 当社は、2021年 7 月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年 7 月29日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間(2021年3月1日～2021年5月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済活動が国内外で停滞している中、各種の経済施策などによって回復傾向にはあったものの、足元では、緊急事態宣言の再発令により先行きが不透明な状況が続いています。

情報サービス産業においては、投資内容や業種により偏りがあるもののIT投資は持ち直しの動きが見られます。またウィズコロナの時代に対応したクラウドサービスの活用や、テレワーク環境の整備・強化に向けた需要の増加が続いています。しかしながら、長期化する経済活動の自粛に加え、景気後退に伴う企業の業績悪化により、一部で投資分野の選別が始まるなど予断を許さない状況が依然として続いています。

このような情勢の下、当社は社員およびお客様の安全確保を優先しつつ、事業効率のさらなる改善と事業規模拡大に取り組んでまいりました。

当第1四半期累計期間の業績については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いているものの、一部の顧客で停滞していたIT投資が再開されるなど、徐々に受注状況が改善され、売上高は890,977千円、営業利益は69,339千円、経常利益は69,203千円、四半期純利益については78,128千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

総資産の残高は2,224,221千円となり、前事業年度末と比較して176,562千円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が116,538千円減少したことや前払費用が42,170千円減少したことなどによるものです。

(負債)

負債の残高は868,715千円となり、前事業年度末と比較して254,690千円の減少となりました。これは主に、賞与引当金の計上31,579千円があったものの、未払費用の減少93,002千円、未払法人税等の減少82,947千円、未払消費税等の減少29,723千円、長期借入金の減少26,460千円、短期借入金の減少24,900千円があったことなどによるものです。

(純資産)

純資産の残高は1,355,506千円となり、前事業年度末と比較して78,128千円の増加となりました。これは、利益剰余金が78,128千円増加したことによるものです。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

(注) 2021年7月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年7月27日付で発行可能株式総数を28,800,000株にする旨の定款変更を行い、発行可能株式総数は26,800,000株増加し、28,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	720,000	7,200,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	720,000	7,200,000	—	—

(注) 1. 2021年7月14日開催の取締役会決議により、2021年7月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,480,000株増加し、7,200,000株となっております。

2. 2021年7月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年7月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月31日	—	720,000	—	50,000	—	—

(注) 2021年7月14日開催の取締役会決議により、2021年7月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,480,000株増加し、7,200,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 720,000	720,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	720,000	—	—
総株主の議決権	—	720,000	

(注) 2021年7月14日開催の取締役会決議により、2021年7月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うとともに、2021年7月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年7月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式7,199,800株、議決権の数は71,998個、発行済株式総数の株式数は7,200,000株、総株主の議決権の数は72,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2021年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,464,169
売掛金	372,540
仕掛品	12,290
前払費用	123,276
その他	4,022
貸倒引当金	△1,410
流動資産合計	1,974,889
固定資産	
有形固定資産	29,387
無形固定資産	326
投資その他の資産	
敷金及び保証金	75,057
保険積立金	117,258
その他	27,301
投資その他の資産合計	219,617
固定資産合計	249,331
資産合計	2,224,221

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2021年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	4,614
短期借入金	33,600
1年内償還予定の社債	42,000
1年内返済予定の長期借入金	112,340
未払費用	217,294
未払法人税等	42,698
未払消費税等	70,710
賞与引当金	31,579
その他	47,697
流動負債合計	602,536

固定負債

社債	97,000
長期借入金	169,179
固定負債合計	266,179

負債合計

868,715

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
資本剰余金	5,421
利益剰余金	1,300,085
株主資本合計	1,355,506

純資産合計

1,355,506

負債純資産合計

2,224,221

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
売上高	890,977
売上原価	597,300
売上総利益	293,676
販売費及び一般管理費	224,336
営業利益	69,339
営業外収益	
助成金収入	421
その他	144
営業外収益合計	565
営業外費用	
支払利息	702
その他	0
営業外費用合計	702
経常利益	69,203
特別利益	
保険解約返戻金	49,067
特別利益合計	49,067
税引前四半期純利益	118,270
法人税、住民税及び事業税	41,434
法人税等調整額	△1,292
法人税等合計	40,142
四半期純利益	78,128

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
減価償却費	2,181千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ITインフラストラクチャ事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり四半期純利益	10円85銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	78,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	78,128
普通株式の期中平均株式数(株)	7,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年7月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は2021年7月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月29日付をもって株式分割を行っております。また、2021年7月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度の採用及び発行可能株式総数28,800,000株にする旨の定款変更を行っております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年7月28日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	720,000株
今回の分割により増加する株式数	6,480,000株
株式分割後の発行済株式総数	7,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	28,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年7月29日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

株式会社ボードルア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

三井 勇治



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

古川 譲二



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボードルアの2021年3月1日から2022年2月28日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ボードルアの2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上